

事が出来、又、級中のどの邊にゐるかを合せて知る事が出来る。例へば、甲某といふ第二部の男児が三番目に提出したとすれば、甲某の姓名を書き、第二部の〇を朱で〇印をつけて渡すといふ様にしたのである。

保育者代表協議會の狀況

一、

帝國教育會主催のもとに、六月八日・九日・十日の三日間、全國保育者代表協議會が東京に於て開催せられました。多少突然の開會でありましたが約五十名の代表者が參集せられ、熱心に議事が進行せられましたことは我が國幼稚園教育のため、實に慶賀に堪えない所であります。

さて協議の原案は多年問題となつて居ります幼稚園令の内容案であります。原案として提出せられたものは數回帝國教育會に於て委員の方々が相談せられた所のもので之を全國的のものとなし、全國保育者の意見を充分に參酌して直に文部省がこれをもとにして幼稚園令を發布せられるやうにありたいといふのが開會の趣旨であります。

先づ協議の原案となりました幼稚園令の内容案を参考のために掲載して會の状況を説明する便宜とい
たしませう。

原 案

幼稚園令 内容案

- 一、目的について
 - 1、幼稚園は幼児を保育するを目的とす。
 - 2、幼児の保育はその心身を健全に發達せしめ善良なる習慣を得しむべきこと。
- 二、設置について
 - 1、市町村は成るべく幼稚園を設置すべきこと。
 - 2、私設團體若くは私人は幼稚園を設置することを得。
- 三、保育要項及編成について
 - 1、保育要項未定
 - 2、一組の幼児數は三十名以下とし特別の場合には四十人までを許すこと。
 - 3、園兒の總數は現行規定の通りとする（即ち百二十人以下とし特別の事情あるときは約二百人まで

に増すことを得)

四、設備について

- 1、危険なき處、日當・通風のよき處を選ぶべきこと、
- 2、保育室は組數に對する數と大保育室を少くとも一個とを備ふべきこと、
- 3、保育室は三兒に一坪の割とし大保育室は二兒に一坪の割とする、
- 4、遊園は一兒一坪の割とする、
- 5、備品その他の施設は左の通りとする、

(イ)、必ず備ふべきもの、保育用器、圖書、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場、衛生上の設備
救急用具、

(ロ)、なるべく備ふべきもの、適當なる運動遊戯具、花壇等、

その他設備の標準は府縣知事これを定むること、

五、保育年齢について

- 1、満三歳から小學校に入學するまでとす、
- 2、托兒所に於ても満三歳以上の幼兒十名以上を集めて保育するときは本令によりて幼稚園として取扱ふ、

六、職員について

1、幼稚園の教育を司るものを幼稚園教員としこれを正、准の二種に別つ、

2、右の結果として男子師範學校に於ても保育の科を加へ又檢定試験にもその項を加ふること、

七、維持並に管理について

1、幼稚園に於ては保育料を徴收することが出来る、

その他は概して小學校令及その施行規則に準據する、

2、管理及監督は小學校令に準據する、

八、其他について

1、其他については小學校令施行規則の規定と同様

2、明治二十四年勅令二一〇市町村立小學校長及教員名稱及待遇の第一條を廢止すること、

三、

右の原案について大要の説明があつた後、追條審議することになりました。

第一に問題になつたとは幼稚園の目的についてであります。幼稚園は幼児を保育する所に相違ないが保育と稱して特別扱をなす必要がない。小學校令でも中學校令などでも使用する教育といふ言葉を平等に使用する方がよい。教育系統の只或る時期だけ幼稚園で擔當するのであるから幼児を教育すると改正

する方がよいといふ意見がありました。これは原案者にも大賛成で、寧ろ原案者の方で保育を教育と改めた位であるといふことでありました。

そこで、幼児の教育はその心身を健全に發達せしめ善良なる習慣を得しむべきことといふ第二項についてはいろ／＼の意見がありました。これでは幼稚園教育の特色なる點が殆ど表出せられてゐない。今少し小學校教育と異つた意味を表出するやう改正せねばならぬ。文部省が幼稚園令を發布するものとせばモット具體的に幼稚園の目的を規定せねばならぬ。その参考としては何とか幼稚園の特色を發揮した言葉がなくてはならぬ。

また心身を健全に發達せしめは十分分つてゐるが、特に善良なる習慣を得しむることをぬき出したのは如何なる譯か。善良なる習慣とするがために、著しく誤解せられる虞がありはしないか。是等の點について充分に考量せねばならぬといふのでいろ／＼の意見が出ました。善良なる習慣を純良なる情操となす方がよいとか、或は性情といふ用語が適切であらうとか、いふやうな議論が出ましたが、結局は更に委員附托となりました。

四

幼稚園の設置については原案と著しく異つた意見は出ませんでした。市町村が必ず幼稚園を設置することは理想であるが、現時の我が國では到底強制的に幼稚園の設置をなすことが出来ない。これは成

べく設置することで結構である。而して私設團體若くは私人が幼稚園を設置することを得ることもまた當然であるといふので別に異論がなく原案可決となりました。

次の保育要項及び編成については非常に議論がありました。尤も編成は原案にて結構であるが保育要項は大に講究せねばならぬ。といふ譯で一委員の参考案である要項につき質疑・應答があり、また意見の發表もありましたが議論が多く決定するに至らぬ有様でありました。それで矢張委員附托とし今までの意見を考量することになりました。

第四の設備については家なし幼稚園などの問題も出しましたが大體、原案が適當なるものとせられました。また第五の保育年齢については托兒所の問題は幼稚園令の内容としてはこゝに入るべきものでないから寧ろ其の他についての項に移すのが至當であるといふことで原案を可決いたしました。

五、

幼稚園の職員については相當議論がありました。それは將來の幼稚園職員は如何なる資格のものであるべきかといふ事項と現在の幼稚園保姆の待遇向上、更に恩給制度、また資格問題とがあるからであります。單に幼稚園職員は如何に養成せられ、如何なる資格待遇となすか等の問題は原案の示す如く、幼稚園教員とし、これを正准に別つのもよい。また幼稚園教員は女子のみに限らず、男子にも資格を與へるもよい。少くとも男子師範學校でも保育の科を加へて幼稚園教育を従来より一層理解せしめ重視する

やうにあらねばならぬ。これが爲には小學校檢定試験にも保育に關する事項を加へねばならぬといふ議論には大なる異議がありませんでした。しかし現在の幼稚園保姆は小學校教員とは大に異り、待遇も悪く、長年月熱心に保育事業に従事してゐても恩給を受くことが出來ず、甚だ不遇の状態にある。然るに之が向上することをつとめず現在の小學校教員が幼稚園教員たり得る資格を得るも現在保姆は何等資格を與へられず、却つて壓迫を受くるが如きことがあつては甚だ面白くない。この點に於て原案は慎重に考量すべきものと思はれるといふ意見が出て、中々議論が沸騰いたしました。それでまた委員附托し再考することになつたのであります。

更に幼稚園の維持並に管理について、幼稚園保育となせば保育料も名稱として面白くない。さりとて教育料も落つかぬ。小學校の如く授業料は使ひ慣れてはゐるが、授業がどうも感服せぬ。小學校でも授業は面白くないのに、幼稚園では尙更不適當だといふ意見が出ました。しかし他によい名稱がないから先づ授業料として置いて、よい考が出れば訂正することにするといい條件づきで一時可決になりました。

六

さて委員附托となつて居りました幼稚園教育の目的について、と教育要項について、と二つの報告があり、そして大要の説明がありました。

一、幼稚園令内容案 一、目的についての第二項を左の如く修正す。

2、幼稚園は幼児の生活を尊重し心身を健全に發達せしめ純良なる性情を涵養すること。

一、同幼稚園教育要項及編成についての第一項を左の如く定む。

1、幼児を教育するには遊びの生活を本體とし幼児に適當なる實際生活、藝術生活、及び運動遊戯を以てし又自然界及社會生活の直觀をなさしむ。

實際生活とは、身のまはりの始末・手傳・食事當番・會話・動植物の飼育培養等藝術

生活とは、音樂・童話・圖畫・製作等の創作的方面及び鑑賞的方面

運動遊戯とは、體育効果を主としたる各種の運動遊戯即ちかけっこ、綱引、球遊び、或種の律動遊戯等

自然界の直觀とは、動・植・礦物の生態及形態の觀察、雨・雪・風・虹・等の自然現象の觀察
社會生活の直觀とは、町・村・店・停車場・市場・銀行・汽車・橋梁・大工・左官・農業等の觀察

右報告いたします。

第一に幼稚園教育の目的については、多少の議論もあるが大體適當なるものと認むといふ委員會報告案賛成の意見が多數で可決いたしました。

第二の幼稚園教育要項については尙ほ種々の議論がありました。從來遊戯・談話・唱歌・手技の四項目

に對し、實際生活、藝術生活、運動遊戲、自然界及社會生活の直觀といふやうにこの案を誤解し、是等の時間配當をなす虞があるではないか。かくては非常に困まると思ふ。何かモット適切な用語がないかといふ意見が出ました。それに對しては從來の四項目を幼稚園の教育要項と考へ、之を時間割等に定めて小學校に於けるが如く教授することは面白くない。幼兒が遊びの生活をなす間に、知らず識らず身のまはりに起る實際生活や藝術生活をなさしめ、また運動遊戲もなし、いろいろの事物現象の觀察をなさしめる趣意である。それで特に實際生活とは云々以下の各項の説明をなしたのであるといふ説明がありました。

また運動遊戲といへば砂遊び、まゝごと遊びの如き幼稚園に於ける幼兒の生活の主要なる遊びが入つてゐないが、これは如何なるものか。また實際生活といへば幼兒の實際生活なるか、大人から考へての實際生活なるか。實際生活の意味は廣狹二様にとれて捕捉するに困難である。尙ほ鑛物の生態も變な言葉であり、説明事項中には統一してゐない點があるから適當に修正して可決したいといふ條件附で兎に角可決いたしました。

七

幼稚園職員については左の如き委員會報告がありました。

1、幼稚園教育を擔任するものを幼稚園正教員とし、正教員を補助するものを准教員とすること。

- 2、幼稚園教員たるものは免許状を受くること。
- 3、免許状を受くるには師範學校若くは文部大臣の指定したる學校を卒業し、又は幼稚園教員檢定試験或は小學校の本科正教員檢定試験に合格すること。
- 4、特別の事情ある時は免許状を有せざるものを以て幼稚園准教員に代用することを得。
- 5、幼稚園教員檢定に關する規定は別にこれを定めること。

これについて最も議論となつた點は矢張現在保姆の資格並に待遇に關する事項でありました。しかし幼稚園令の内容としては現在保姆の問題は之を條文として表はすべきものでい。條文は幼稚園職員は如何にあるべきかを規定し、之に附帶して現在の保姆を如何に取扱ふべきかが定まる問題であり、またかく取扱ふやう計つて貰ひたいといふ希望を當局者に致すべきものであるから、寧ろ附記として重要な事項を挿入することになすがよいといふ議論のもとに可決したのであります。

幼稚園令内容案

一、目的について

- 1、幼稚園は幼兒を教育するを目的とする、
- 2、幼兒の教育は幼兒の生活を尊重し心身を健全に發達せしめ純良なる性情を涵養すること、

二、設置について

1、市町村は成るべく幼稚園を設置すべきこと、

2、私設團體若くは私人は幼稚園を設置することが出来る、

三、幼稚園教育要項及編制について

1、幼児を教育するには遊びの生活を本體とし幼児に適當なる實際生活、藝術生活、及び運動遊戯を以てし又自然界及社會生活の直觀をなさしむ。

(説明) 幼児教育要項は從來遊戯、談話、唱歌、手技の四に限定されてあるけれどもこれでは幼児の遊びの生活を全體として指導するには不十分の點がないのでもないから常に幼児に適當な實際生活、藝術生活、及び運動遊戯等から、自然界及び社會生活の觀察等を以てその内容とする。

而して實際生活とは身のまはりの始末、仕事の手傳、食事の當番、會話などの如きものを意味し、藝術生活には音樂、童話、圖畫、製作等を包含し、運動遊戯は各種の運動遊戯や、ある種の律動遊戯などであり、これに動・植・礦物の直觀、自然現象の觀察などと社會生活のあらはれる市街・村落・停車場・市場・店舗などの社會事象や社會の中にあらはれる種々の仕事、事項の類を觀察させることを含む、

けれども、これらは分科としての要目ではない。常に具體的な幼児の生活を指導するこ

とを主とする。それゆゑ一つの遊びをとつて見ると前記各方面の種々の内容を包含して
をる。

- 2、一組の幼児数は三十名以下として特別の場合には四十人までを許すこと、
- 3、園児の總數は現行規定の通りとする（即百二十人以下とし特別の事情あるときは約二百人までに増すことを得）

四、設備について

- 1、危険なき處、日當りよく通風よき處を選ぶべきこと、
- 2、幼稚園には組數に對する室と大廣間少くとも一個とを備ふべきこと、
- 3、幼児室は三兒に一坪以上の割とし大廣間は二兒に一坪の割とする、
- 4、遊園は少くとも一兒一坪の割とする、
- 5、備品その他の施設は左の通りとする、
(イ)、必ず備ふべきもの、幼児教育用具、圖書、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場、衛生上の設備、救急用具、

(ロ)、なるべく備ふべきもの、適當なる運動遊戲具、花壇等、

その他設備の標準は府縣知事これを定むること、

但し特別の事情あるときは府縣知事の認可をうけ本規定によらざることを得、

五、幼稚園教育の年齢について

1、満三歳から小學校に入學するまでとす、

六、職員について

1、幼稚園教育を擔任するものを幼稚園正教員とし正教員を補助するものを准教員とすること。

2、幼稚園教員たるものは免許状を受くること

3、免許状を受くるには師範學校若しくは文部大臣の指定したる學校を卒業し又は幼稚園教員檢定試験或は小學校の本科正教員檢定試験に合格すること、

4、特別の事情ある時は免許状を有せざるものを以て幼稚園准教員に代用することを得

5、幼稚園教員檢定に關する規定は別にこれを定めること、

(附記)

1、師範學校に於いては一層幼兒教育法の教授に重きを置き且つ實習をなさしめ又小學校の

本科正教員の檢定試験にも之を加ふること、

2、師範學校には幼稚園を附設すること、

3、現在の保姆はその學歷及經驗を考査して適當なるものには無試験檢定により幼稚園正教

員の資格を與へること、

4、幼稚園長及び幼稚園正教員は判任文官と同一の待遇を與ふること、

5、新たに幼稚園正教員となりたるものは、凡てこれまでの勤続年數を恩給年數に加算すること、

七、維持並に管理について

1、幼稚園に於ては授業料を徴收することが出来る、

その他は概して小學校令及その施行規則に準據する、

2、管理及監督は小學校令及その施行規則に準據する、

八、其の他について

1、託兒所に於ても滿三歳以上の幼兒十名以上を集めて教育するときは本令によりて幼稚園として取扱ふ、

2、其の他については小學校令施行規則の規定と同様、

3、明治二十四年勅令二一八市町村立小學校長及教員名稱及待遇の件第一條を廢止すること。

八

かくて大體の成案を得たる代表協議會は更に代表者を十五名選定して、文部大臣に幼稚園令を制定せ

られたきこと、及び幼稚園令の内容並に現在保姆待遇の向上に關し具申いたしました。尙ほ普通學務局長にも長時間に亘つて幼稚園令の内容案につき説明をなし速に幼稚園令を制定せられるやう立案あることを希望したのであります。そして將來に於ても協力幼稚園令の發布を期することに申合せたのであります。

保育者代表協議會

- | | | | | | |
|--------|-------|------------|----------|-------|--------------|
| 一 堀 | 七 藏 | 東京女子高等師範學校 | 二 千 葉 | ひ で | 東京京橋區朝海幼稚園 |
| 三 小 向 | き み | 東京本郷區第一幼稚園 | 四 田 中 | 三 郎 | 東京市 視 學 |
| 五 横 島 | 常 三 郎 | 東京府 屬 | 六 倉 橋 | 惣 三 | 東京女子高等師範學校 |
| 七 清 水 | 福 市 | 文 部 省 屬 | 八 苦 瓜 | 惠 三 郎 | 東京府女子師範學校 |
| 九 藤 井 | 利 譽 | 東京市學務課長 | 一〇 小 川 | 圓 次 郎 | 東京市赤坂區仲の町小學校 |
| 一一 櫛 引 | ふ き | | 一二 服 部 | 蕪 | 東京市麴町區番町小學校 |
| 一三 多 田 | 房 之 輔 | 東京市外池袋幼稚園 | 一四 土 川 | 五 郎 | 東京市外瑞穂幼稚園 |
| 一五 阿 部 | 潔 | 東京深川區深川小學校 | 一六 檜 山 | 京 | 東京市麴町區番町幼稚園 |
| 一七 田 中 | 小 市 | 東京日本橋東華小學校 | 一八 市 川 | み ち | 同東華幼稚園 |
| 一九 神 長 | 檀 | 山形縣酒田幼稚園 | 二〇 膳 ま き | 子 | 大阪市江戸堀幼稚園 |

- | | | | | | | |
|----|-------|---------------|----|-------|----------------|----------|
| 二一 | 早川喜四郎 | 京都市平安幼稚園 | 二二 | 山岡 | 爲 | 京都市城巽幼稚園 |
| 二三 | 吉田ユカ | 同 楊梅幼稚園 | 二四 | 岩井ツタ | 同 | 京都幼稚園 |
| 二五 | 徳武勝 | 長野市幼児保育所 | 二六 | 楠本權三郎 | 千葉佐原小學校附屬幼稚園 | |
| 二七 | 島田友藏 | 群馬縣館林小學校附屬幼稚園 | 二八 | 清水なを | 静岡縣見付幼稚園 | |
| 二九 | 進藤する | 甲府市進徳幼稚園 | 三〇 | 田村好 | 大阪市御津幼稚園 | |
| 三一 | 村田次郎 | 大阪 市 視學 | 三二 | 永峯きよ | 青森縣女子師範學校 | |
| 三三 | 豊岡周 | 千葉縣女子師範學校 | 三四 | 山榊儀重 | 代議士 | |
| 三五 | 浦野みち | 静岡市静岡幼稚園 | 三六 | 岡田と代 | 静岡縣藤枝幼稚園 | |
| 三七 | 未至磨大州 | 群馬縣伊勢崎幼稚園 | 三八 | 足立由三郎 | 名古屋市第一幼稚園 | |
| 三九 | 木村りん | 同 第三幼稚園 | 四〇 | 石田覆 | 同 松若幼稚園 | |
| 四一 | 中川良太郎 | 滋賀縣大津幼稚園 | 四二 | 岩波喜代登 | 京都市女子師範學校附屬小學校 | |
| 四三 | 望月クニ | 神戸市神戸幼稚園 | 四四 | 池田榮 | 同 兵庫幼稚園 | |
| 四五 | 山崎ときの | 同 楠幼稚園 | 四六 | 山田花子 | 島根縣師範學校附屬幼稚園 | |
| 四七 | 武野やへ | 長野縣松本幼稚園 | 四八 | 石野喜十郎 | 横濱市金港幼稚園 | |
| 四九 | 渡邊こう | 東京下谷區根岸幼稚園 | | | | |